

道路通行制限通知書

伊 土 第 2 0 4 - 3 8 号

平 成 3 0 年 1 0 月 1 6 日

群馬県バス協会 様

伊勢崎土木事務所長

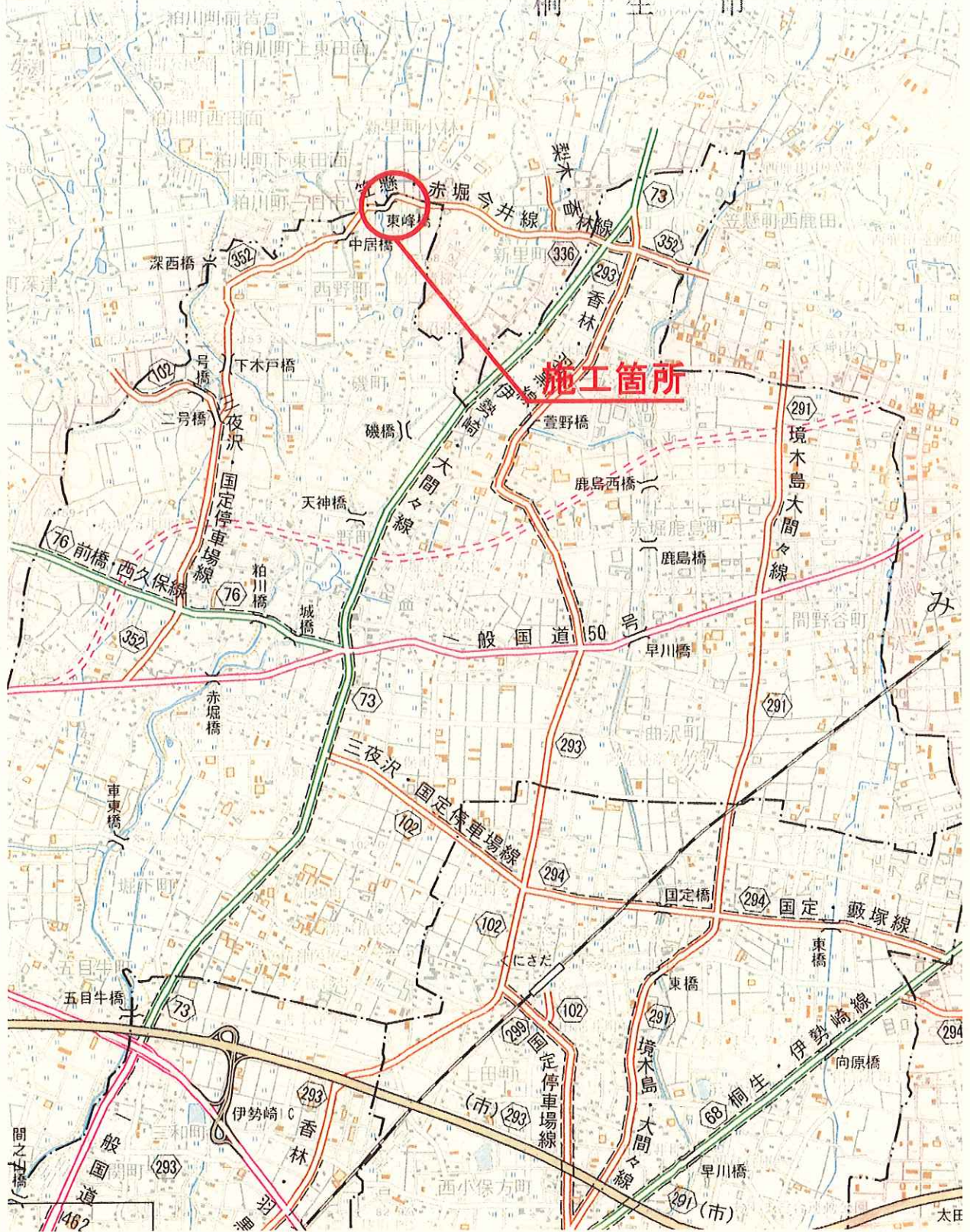


道路法第46条の規定により下記のとおり通行を制限します。

路 線 名	(一)笠懸赤堀今井線
場 所	伊勢崎市西野町地内
通行規制の種類	全面通行止め(終日)
理 由	道路改良工事のため
延長及び程度	延長 700m
期 間	平成 30 年 11 月 1 日 から 平成 31 年 3 月 30 日 まで 150 日間 終日
交通に対する処置	工事現場には、交通誘導員を配置し、別添のとおり工事中の標示(路線名、工事名、工事延長、工事期間、施工者氏名等を明示)及び道路標識(注意、一方通行、徐行等)、防護施設(柵又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他道路交通の危険防止のために必要な措置等)を講じて道路交通の安全と円滑を図る。
そ の 他	申請者:伊勢崎土木事務所 担 当:工務第二係 清水(TEL25-4010)

位置図

桐生市



迂回路及び保安施設設置図



- ◆交通誘導員
- ・全面通行止め開始時は3人
- ・その後は、1週間様子を見て工事箇所1人のみとする